



第十六条、第十九条及び第二十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（昭和三十五年三月三日法律第三号）

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十二年六月一日法律第一〇一号）抄

この法律（第一条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

附則（平成二十一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、でき限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。